

立教学院史資料センター規程

制定	二〇〇〇年一〇月一八日
施行	二〇〇〇年一〇月一八日
改正	二〇〇二年 二月二七日
改正	二〇〇二年 二月 四日
改正	二〇一一年 四月一四日
改正	二〇一二年 七月 一日

(設置および名称)

第1条 本学に立教学院史資料センター（以下「センター」という）を置く。

(目的)

第2条 センターは、立教学院（以下「本学院」という）の歴史および学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存、調査・研究などを通じて、本学院の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理および保存
- (2) 調査・研究およびその成果の発表

(センター長およびその職務)

- (3) 展示会、講演会、公開講座等の開催
- (4) 資料の公開およびレファレンスサービス
- (5) 学院内における立教史の教育に関する業務
- (6) その他第2条の目的達成に必要な事項

第4条

センターに、センター長1名を置く。なお、必要に応じて副センター長を置くことができる。

2

センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。副センター長は、センター長の指示にもとづき、センター長を補佐する。

3

センター長は、毎年度の終わりに、当該年度の事業経過ならびに次年度の事業計画案を総長に報告し、その承認を得なければならない。

4

センター長は、事業計画に変更の必要が生じた場合、速やかに総長に報告し、その承認を得なければならない。

第5条

センター長、副センター長は、総長がこれを任命する。

2

センター長、副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3

センター長、副センター長が任期の途中で退任した場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員およびその職務)

第6条 センターに運営委員若干名を置き、次の区分により総長が任命する。

- (1) 大学 5名
- (2) 池袋中学校・高等学校 1名
- (3) 新座中学校・高等学校 1名
- (4) 小学校 1名
- (5) 学院本部 1名
- (6) その他センター長が特に指名する者
校友を含む若干名

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 運営委員は、運営委員会を構成し、センターの運営にあたる。

(運営委員会)

第8条 センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) センターの管理運営に関する事項
- (2) センターの研究・事業内容に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

(センター員)

第9条 センターには、その事業に従事するセンター員若干名を置く。

2 センター員は立教大学研究所等構成員規程に基づき、次の区分により総長が任命する。

- (1) 本学院の教職員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者
 - (2) 本学院の教職員以外のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者
- 3 センター員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

(学術調査員)

第9条の2 センターに学術調査員を置くことができる。

(事務局)

第10条 センターに事務局を置く。

(改正)

第11条 本規程の改正は、運営委員会の議を経て総長がこれを行う。

附則 この規程は、二〇〇〇年一〇月一八日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇二年四月一日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇二年一月四日から施行する。

附則 この規程は、二〇〇一年四月一日から施行する。

附則 この規程は、二〇一二年七月一日から施行する。